

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 (令和4年度 第3回)	
事務局(担当課)	政策経営部 区民相談課	
開催日時	令和4年9月8日(木) 午後1時57分～3時38分	
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室	
議 題	<p>諮 問</p> <p>(1) 諮問第10号 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置</p> <p>(2) 諮問第11号 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合(総合行政ネットワークLGWAN掲示板の活用)に係る措置</p> <p>(3) 諮問第12号 児童相談所における里親支援業務(里親の普及啓発、開拓、研修、支援等)の委託に係る措置</p> <p>(4) 諮問第16号 児童相談所における弁護士業務委託に係る措置</p> <p>(5) 諮問第17号 公園内防犯カメラ映像の電子計算機の結合</p> <p>報 告</p> <p>(1) 諮問第9号 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報の外部提供について</p> <p>(2) 改正個人情報保護法に係る報告</p>	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数0人
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第7条(2)に該当するため
出席者	委 員	松戸 浩、村山 健太郎(職務代理)、河原 弘明、小林 ひろみ、辻 薫、藤澤 愛子、岡 将太、田中 治、戸内 洋二、苗加 一男、升元 美和 計11名

会 議 録

出席者	説明者	児童相談所設置準備担当課長、公園緑地課長
	関係人	情報管理課長
	事務局	政策経営部長、区民相談課長、区民相談担当係長（行政情報）

審 議 経 過

No.1

区民相談課長：定刻少し前ではございますけども、皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、草葉会長、國松委員、紙子委員がご欠席でございます。また、松戸委員におかれましては、少し遅れて到着するというご報告が入っております。傍聴の方はいらっしゃいません。

本日の資料の確認をお願いいたします。事前に送付させていただきましたが、ご持参いただいておりますでしょうか。送付いたしました資料は、諮問資料1から5でございます。

なお、諮問資料5と報告資料1の追加資料及び報告資料2は机上配付しております。資料をご確認いただきまして不足している資料がございましたらお声がけいただきたいと思っております。お持ちいたします。

前回、職務代理のご指名を草葉会長からいただきましたが、ご指名を受けた村山委員が欠席されていたため、事務局からご意向の確認を取らせていただきましたところ、快くお引き受けくださいましたので、ご報告させていただきます。

早速ですが、本日は草葉会長がご欠席されておりますので、職務代理である村山委員に議事進行をお願いいたします。

それでは、開会につきまして、村山職務代理、よろしくをお願いいたします。

職務代理：それでは、早速審議に入りたいと思っております。

本日は諮問事項5件、報告事項2件を予定しております。

現在、行動制限等は解除されておりますが、いまだ感染者数は増加傾向が続いております。本日も速やかなる会議の進行を目指し、会議時間は1時間30分程度をめどとしたいと考えております。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早速審議に入りたいと思っております。

それでは、議題に入ります。議題の諮問事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

諮問第10号、児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置。

諮問第11号、児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークL G W A N 掲示板の活用）に係る措置。

諮問第12号、児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）の委託に係る措置。

諮問第16号、児童相談所における弁護士業務委託に係る措置。

諮問第17号、公園内防犯カメラ映像の電子計算機の結合。

以上、5件でございます。

それでは審議のほど、よろしくをお願いいたします。

審 議 経 過

No.2

なお、ご発言いただく際は、録音の関係から必ずお近くのマイクをご使用ください
ますようお願いいたします。ご使用の際はスイッチを押していただき、発言が終わっ
た際はスイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

職務代理：それでは、審議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

区民相談課長：資料1から3、諮問第10号、11号、12号について、子ども家庭部児童
相談所設置準備担当課長よりご説明申し上げます。この案件は、前回より継続してご
審議いただくものでございます。

職務代理：どうぞ。

児童相談所設置準備担当課長：児童相談所設置準備担当課長です。どうぞよろしくお願いい
たします。

職務代理：着席でご説明いただいて構いません。

児童相談所設置準備担当課長：ありがとうございます。

本日の諮問事項10号、11号、12号につきましては、事務局のほうのご説明の
とおり、7月のときの審議会の継続案件ということで、本日、改めてご説明を申し上
げたいと思います。

この資料につきましては、本日、追加資料をご用意させていただきました。前回、
まずそもそも児童相談所といった機能についてのお話も必要だということで用意さ
せていただいた資料、また、これまで児童相談所関係で諮問を既に終えているものも
合わせまして、今回の諮問案件を明確にするために幾つか資料をご用意いたしました
ので、順を追って説明をさせていただきます。

それでは、まず、資料番号1番をお取り出しください。

児童相談所の開設についてということで、概略の説明をさせていただきます。

児童相談所につきましては、令和5年2月1日に長崎三丁目に新たに建物として、
また事業は展開されるという形になります。記載のとおり、建物は3階建て、地下1
階、地上3階建ての建物になりまして、児童相談所機能につきましては建物の2階、
3階において行うといったものになります。

今回、豊島区が児童相談所になるに当たっての開設までの経緯につきましては、項
番2のところの内容のとおりです。児童相談所設置に当たりましては、児童相談所設
置市になる必要がございまして、閣議決定をもって豊島区も6月の時点でこの閣議
決定の承認がありました。それによって2月1日、令和5年の2月1日に児童相談所
が開設できるということになりました。

これまで児童相談所設置するに当たりましては、28年からの検討がございまし
て、そもそも28年の児童福祉法の改正に基づいたものでございます。28年に政策
経営会議において、児童相談所を整備するといったことが意思決定されました。以
降、住民説明会を終えまして、先ほどのお話のとおり6月14日に政令の一部改正が
行われまして、17日の日に政令交付、それによって2月1日に児童相談所を開設す
るといった運びになってございます。

開設までのスケジュールにつきましては、項番3のところの記載のとおりです。1

審 議 経 過

No.3

0月末に建物が完成予定でございまして、それ以降2月1日に向かって児童相談所の移転準備が行われるといったものでございます。

項番4は、これまでの個人情報保護審議会の中の審議経過と、また今後の予定について記載させていただいております。

昨年度の5月の時点で、この児童相談所業務に関わるシステムの目的外、あるいは電算処理について、またそのシステムを構築するための委託業者へのいわゆる保守の関係等についての審議をしていただいております。

また、今年度になりまして5月には、この児童相談所における夜間・休日電話委託の業務についてのご審議もしているところです。昨今7月に、本日の議題でございませぬ諮問案件でございませぬ里親業務についての外部委託、電子計算機の結合、またこの委託に関する内容、それとこの7月のときには、一時保護所の食事提供につきましてもご審議いただきましたが、こちらのほうは、前回承認をいただいているといったものになってございます。

今後の予定ですけれども、まず12月には、今日諮問をさせていただいております里親業務について、委託業者との業務の開始するといったことで、今回、この諮問にかけているといったところになります。また本日、新たに弁護士業務委託ということで、そちらについても併せて準備をさせていただいております。

両方とも、12月1日からの業務開始ということで、本日の諮問案件として上げさせていただきました。

すみません。裏面を見ていただきますと、そもそも児童相談所の業務についての概略になりますけれども、今回、なぜ里親業務について諮問をかけているのかといったところで、お話をさせていただきたいと思っております。

児童相談所の相談の種類につきましては、養護相談から障害相談、非行相談、育成相談、またこの里親の相談というものがございまして、この里親の相談につきましては、里親の登録であったりとか、あるいは前回の諮問の中でもマッチングといった言葉もございましたが、マッチングの業務にあたりとかといったことを児童相談所が行うこととなります。

また、児童相談所には一時保護をする機能がございまして、前回の諮問のとおり、食事の関係ではそれについて承認をいただいたといったことになってございます。

下のほうのところには、児童相談所のいわゆるその相談から支援の流れといったものを用意させていただきました。児童相談所は、18歳未満のお子さま、あるいは地域、あるいは家族、学校、関係機関から様々な相談を受けることとなります。受けた児童相談所は、その相談をもって必要に応じて家庭訪問を行います。また、虐待通告等がありましたら、調査をもってその情報収集に当たって、必要に応じて一時保護に至るケースもありますし、また一時保護に至らなくても、様々な専門的な診断をもって総合的な判断を下した後、その子どもが、相談者が、例えば家庭に戻ることができるのか、施設入所が必要なのか、あるいは今日の諮問事項のとおり里親に委託して地域生活を送るのかといったことを行う機関となってございます。

審 議 経 過

No.4

児童相談所の主な業務につきましては、資料1のとおりでご説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料番号、資料第2号をご覧ください。

この個人情報保護審議会で、諮問に至る事項について整理をさせていただきました。先ほどのお話のとおり、前回までの審議会では相談業務システムについての審議をしていただいております。また夜間電話、そして一時保護の食事業務委託といったことで、幾つかの審議は終えているところです。

今回の里親業務におきましては、まず1の里親業務を行うに当たっての情報の外部提供、これ、L G W A Nを使った中で掲示板を利用するものですが、その外部提供に係る措置、またその掲示板をいわゆる使うといったときの電算結合に係る措置といったことで、この①②がL G W A Nの使用に係るご審議になるというふうに考えてございます。

あわせて、③の委託に係る措置、これはこの里親業務を行うに当たって、業者に里親の一部の業務を担っていただくといったところでの措置という内容になるかと思っております。

つきましては、本日の審議につきましては、里親業務としましてはこの3点を審議事項として上げさせていただいております。

また、この後に、弁護士業務につきましては、こちらにつきましては委託に係る措置といったことで、弁護士が児童相談所業務に係るに当たっての個人情報の取扱いについて、ご説明をしていきたいと思っております。

続きまして、資料3号をご覧ください。

先ほどの諮問の1番目と、①の外部提供と電子計算の結合によることに係るものになってございます。

表のほうの向かって左側のほうには、L G W A Nを使うに当たっての概略が記載されているところでございます。まず、①の外部提供に係る措置、また②のところを書いてございます電子計算機の結合に係る措置につきましては、まずこのL G W A Nでは里親の、里親候補者に当たる方の個人情報がこのL G W A Nを通じて、L G W A Nの掲示板に掲載される形になります。あわせて、里子になる候補者、いわゆる里親委託候補児童に関する個人情報もL G W A Nのいわゆる掲示板の中に掲載されるといったことになってございます。この掲示板に載った各個人情報を区が取得しまして、それを業務委託の事業者へ情報提供いたしまして業務を遂行するといった形になります。

L G W A Nの機能につきましては、向かって右側のところの記載のとおり、基本的にはいわゆる一般のインターネット環境ではございませんで、いわゆるこの総合行政ネットワークといった閉鎖的な中での情報提供という形になりますので、そちらを使うといったことです。こちらの仕組みについては、現在、東京都、あと特別区の児童相談所において、この里親業務で情報共有を行うに当たってのツールとして実際に運用されているものであります。

審 議 経 過

備考欄のところに、今回、こちらのセキュリティーを使うに当たりましては、東京都と児童相談所設置区との間で情報セキュリティーの共通の手順書に基づいた実施要綱等がございまして、またその後に、今回取り扱う職員につきましては、あくまでも委託業者は利用しないと、今回のこの仕組みのLGWANにつきましては、区の職員のみが利用するといったものになります。また、担当する職員がアカウントを付与されるわけですわけですが、人事異動によってそのアカウントは、基本的には廃止されるという形になりまして、使う人間については使う人間のみで、それを継承する、あるいはそれを残るといったことはございません。それと、あと児童相談所の決定を受けて、情報の連携を行うといったものになります。

続きまして、最後に資料の4号をご覧ください。

今回、里親業務の委託に関して、このLGWANを使った場合の内容を図として示させていただきました。3番目の委託業務に関する措置のところになりますけれども、業者につきましては、受託事業者につきましては、今回の委託の内容として、里親と里子をマッチングさせるための仕事以外に、その里親さんを今後増やしていく、あるいは里親さんの相談を聞いていくとか受けていく、あるいは里親に対して研修を行うといった、様々な業務を業務委託としてお願いする予定でございます。

そういった里親さんへの業務委託に当たりましては、様々な情報提供も必要だということで、区のほうから里親の業務、里親に関する情報が入った場合には、そちらのほうの情報を共有いたしまして、連携して事業を進めるといったことになります。

とりわけ、LGWANの関係で言いますと、先ほどのお話のとおり、今後里親に候補者として里親になる人、あるいは委託児童としての候補者児童について、区がその情報を取得しまして、区としてその里子・里親とのマッチングがふさわしいかどうかを判断した後、その情報を業務委託、事業者のほうに提供するといった中身になります。

したがいまして、何度も説明をさせていただいておりますけれども、里親のそもそもLGWANの情報を業者が見て、それでマッチングをするといった仕組みにはなっていないという形になってございます。その情報を共有する、まず一つのツールとしましては、児童相談所業務システムを活用いたしまして、そちらに区が入力した内容を事業者が確認をして業務を遂行するといった形になります。システムの利用に当たりましては、この里親業務委託の中でしか使わない情報に限定して権限を付与して利用をしていただくような体制を取っていくという形になります。

下のほうに委託児童と里親との図がありますけれども、こちらのほうは、いわゆる里親家庭というふうに見ていただければと思います。既にマッチングを終えた委託児童と里親が、引き続き里親が子どもを養育するに当たっての相談であったりとか、里親の研修だったりという話をいたしましたけれども、そういったことについては、区としましても当然里親は審議いたしますが、より専門性の高い委託事業者にもその情報を共有しながら、里親のいわゆる支援に当たっていただくといったことも業務の中に入れてございますので、こういった三角形というか、連携の図になっているとい

ったところでございます。

また、下のほうに併せまして、今回のこの里親業務委託につきましては、現在、東京都と特別区で業務を広域的に行っておりますけれども、委託の実態については、東京都は多摩、あるいは江東、立川の各児相において、社会福祉法人、いわゆるこの里親業務の経験のある業者に委託をしております。また、令和6年度までに全ての東京都の管内、いわゆる今10児相ございますけれども、残りの7児相に向かって、同じような業務委託を外部機関にお願いするといったことをお話としては聞いてございません。

また、特別区の児童相談所設置区につきましては、豊島区は7番目になりますけれども、既に6区で行っている各児童相談所におきましても、社会福祉法人、または一般社団法人などの外部機関において、里親業務委託を行っているといった実態もございません。

私のほうからは、追加資料を併せまして、ご説明のほうは以上とさせていただきます。何とぞご審議のほど、よろしく願いいたします。

職務代理：ご説明ありがとうございます。

これ、前回からの継続審議ということですが、諮問内容自体は変わってなくて、こちらのポンチ絵がついたところが変わっているというふうなことですかね。

それでは、皆さんのほうから、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

A委員、どうぞ。

A委員：1点確認なのですが、これは業務の切り分けという形では、こういった諮問は、三つに分かれるわけですが、実質的な情報の流れ方としましては、これは先ほどご説明でマッチング業務については、これは職員のみが扱って受託事業者には扱わせないということを繰り返し強調されておったわけですが、ただ結局、この里親支援業務という業務そのものを受託事業者に受託するということであるならば、結局、その里親及び支援児童の情報は、全部これは受託事業所のほうにいくという理解でよろしいのでしょうか。

結局、受託事業者にいかないのは、誰と誰をマッチングしたかという、こういうことについてのみ区の中で完結しているというふうに見られたんですけど、こういった理解でいいのかどうか説明していただければと思います。

以上です。

職務代理：担当課長、よろしく願いします。

児童相談所設置準備担当課長：ありがとうございます。

まず、里親のマッチングに至る前の情報につきましては、このLGWANに、候補者になる全ての候補者の里親と委託児童が全て載ります。その載った内容を我々のほうで確認をいたしまして、区としてマッチングがふさわしいといった、いわゆるその中のまた候補者を選びまして、そちらの情報を業務委託の中で提供するといった形になります。なので、その後のいわゆるマッチング業務につきましては、基本的なマッチング業務は区のほうでまずは最初にスタートしますけれども、その後の業務に

審 議 経 過

No.7

つきましては、いわゆる支援委託業者にもお願いするといった、そういった仕組みになっているところですよ。

A委員：分かりました。ということは、結局、これ実質的な最終的マッチングは、受託業者のほうでされるということになるわけですね。

児童相談所設置準備担当課長：すみません。最終的なところは、区の決定として、区が責任を持って行いますので、その過程において関わるのが受託事業者というふうにご理解いただければと思います。

A委員：分かりました。

では、そうするとマッチング過程の中での重要な部分も含めて、結局その里親の個人情報並びに要支援児童の個人情報も、全部これはマッチングされる限りにおいては全部受託事業者に行くということになるわけですね。

児童相談所設置準備担当課長：マッチングに関するところにつきましては、そのとおりですよ。

A委員：分かりました。

職務代理：B委員。

B委員：ちょっと今回、先ほど説明も強調されたように、L G W A Nで情報共有する部分と、あとこの委託事業と大きく二つあるというのは大分分かりました。ただ、この受託事業者に委託する事業が、やっぱり里親リクルーターとか里親トレーナーとかそういうことが入っていると、何となくこの事業者がいろいろ探してきて、何かマッチングするという、こういうイメージどうしても強くなってしまいうんですけど。

あと問題は、ここに書いてあるような里親と相談支援員とかあるではないですか。やっぱりこういう常日頃からの里親さんのほうのいろいろ悩み、これがあつたときに、もちろん、区のほうに相談してもらってもいいんでしょうけど、いろんな形で支援してもらおうという、そういうことはあるわけですよ。里親や委託児童からの一時的な相談窓口、まずここになつているから。そういう事業とかいろいろ入つているので、どうしても分かりにくいんだろうと思うんですね。だからもう一回、例えば里親リクルートというのは、新規に採用してくるというイメージがすごくあるのでね。そういう人を探してきたときは、やりたいという人が出てきたときというのは、どういうルートで情報は流れていくんでしょうかね、この里親さんの。

職務代理：担当課長。

児童相談所設置準備担当課長：まず里親の登録に当たる仕組みなんですけども、こちらにつきましては児童福祉審議会のほうの、いわゆる里親部会といった部会がこれから立ち上がりますが、そちらのほうで里親の候補者に当たる方々についてふさわしいかどうかの審議をもって決定した方が、こういったL G W A Nの中に載っていくといった、そういう仕組みになると。

職務代理：B委員。

B委員：分かりました。だからその里親リクルーターをやったからといって、この事業者が、何かどっかのいわゆる里子と自分たちがマッチングをするということはないわけで

審 議 経 過

No.8

すよね、イメージとしてね。そこがやっぱりすっきりしなかったんですね。

それともう一つですけど、児童相談所業務システムというのは、LGWANとは違うシステムということによろしいのでしょうか。

児童相談所設置準備担当課長：はい。そのとおりでございます。

B委員：しかしこれ、児童相談所業務システムというのは、この間この審議会で諮問したように、豊島区内の、豊島区役所内というと変ですけど、豊島区内という、そういう意味ね。豊島区役所内の、区役所の中で使っているシステムということですよ。これを受託事業者が使うという、こういう内容になっているんですけど、ちょっとこれって、あまりこう、今までであれば、入力だとか何だとかってそういうのも實際上請負ではそういうことをやるんですけど、これ一体どこでこの事業者さんはこういう入力だとかそういうことをやるのでしょうか。

児童相談所設置準備担当課長：今回、委託事業者につきましては、児童相談所内にその事務所一角を設けまして、委託される、いわゆる里親業務の支援員につきましては、同じ区役所、つまり児童相談所内の中で、この業務に携わっていただくといった形になります。

B委員：こういう委託を受けた業者が豊島区役所内で事業するという事例というのは結構いろいろあるんですかね。

児童相談所設置準備担当課長：はい。そういうふうに確認しています。

B委員：それで、私もちょっと考えたときにアシスとしまをやったときに、委託をやったときに、結構複雑かつ分かりにくかった。あの当時は、業者さんだけが使えるボックスみたいなのがあって、そこに入れるみたいなことを説明されてて、つまり事業者さんが触れる部分はものすごく決まっていて、そして、そこに区の職員もアクセスできますよみたいな、そんなイメージを持ったんですけど、そういうシステムになるのでしょうか。

児童相談所設置準備担当課長：今、委員おっしゃられましたけども、今回、委託業者が使う事務所につきましては、委託業者専用のキャビネット等をご用意いたしまして、また区は区で使うキャビネットも用意します。鍵の管理もしまして、区が持っている個人情報、あるいは別の個人情報、そういったものが委託業者に漏れないような形で整備をする、そういった事務所の扱いを考えています。

B委員：分かりました。

外からインターネットでつなぐとかそういうことでもなく、共有をしていくと、区役所内でやっていくということは確認をさせていただきました。

取りあえず、では、それで了解です。

職務代理：このほかに何かご意見等ございますでしょうか。

前回からの継続案件ということで、私が理解したところでは、電子計算機の結合に関する部分と業務委託に関する部分の二つがかかっている、電子計算機を結合については、この電子計算機の安全性が専ら問題になると思われそうですが、それについて、恐らく質疑で疑問は解消されたのかなというふうに思われ、他方業務委託のほうに

審 議 経 過

No.9

ついて、情報に触れる人が増えれば、当然漏えい等のリスクも高まるわけですが、それに対して十分な情報保護する措置というようなものが取られているかというふうな形で質疑が行われ、それについても、一応の納得が得られたのかなというふうな感じもいたしますが、ここら辺で是か非か採決取らせていただいでよろしいでしょうか。

それでは、こちらの事項について、これを是とするか非とするか確認させていただきます。是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

職務代理：全員、是とするというふうなことで、この諮問は終わらせていただきます。

では、次をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、次の資料4、諮問第16号について、子ども家庭部児童相談所設置準備担当課長よりご説明申し上げます。

児童相談所設置準備担当課長：それでは、すみません、座って引き続き説明をさせていただきます。

諮問第16号、児童相談所における弁護士業務委託に係る措置といったところで、資料が資料4になってございます。

こちらの業務につきましては、28年に改正されました児童福祉法の第12条3項の規定によりまして、児童相談所の業務について、弁護士を配置するといったことが義務化されたものでございます。この義務化された措置に当たりまして、本区につきましても弁護士を配置するわけですが、その弁護士の業務につきましては、いわゆる委託といった形で進めてまいりたいといった諮問内容となります。

弁護士の委託業務の内容につきましては、①から⑨に記載のとおりになってございますが、とりわけ児童福祉法における28条によって、いわゆる職権保護といいますが、子どもが入所する措置に当たりましては、家庭裁判所に審判を仰ぐといったケースがございます。また、33条の7号、あるいは児童虐待防止法11条6項のとおり、親権者の喪失の審判等に当たりましては家庭裁判所に請求を求める、つまり審判をするといったこともございます。あわせて、一時保護所につきましては、この33条の5項において、2か月を一つ期限とされているわけですが、必要に応じて児童相談所の必要性に基づいて、家庭裁判所に審判をすることによって保護の期間が延長されるといったこともございます。そういった様々な司法に関与するような業務につきましては、やはり専門性のある弁護士に業務を担っていただくということで、関連する業務の内容が全て委託のほうでということと考えているところでございます。

2のところでは、まず法的対応が想定される児童、あるいはその保護者、また親族であり、関係者というところの範囲も考えてございます。

今回の委託の理由につきましては、記載のとおり16年の児童福祉法の改正において、いわゆる司法の関与が強化された、また19年の児童福祉法の改正において、臨検、あるいは捜索制度というものが導入されたといった形になってございます。臨

審 議 経 過

No.10

検、捜索制度につきましては、保護者の安全確認をするために児童相談所としての最終的な判断になりますけれども、最初のいわゆる立入りであったり出頭要求であったりといったことに保護者がなかなかこちらのほうに来れないといったときには、まずは子どもの安全を第一に、立入り以上に、いわゆる許可なく本人家族の同意もなく家の中に入るといった臨検、あるいは捜索といったものが、必要性が求められているというようなことになってございました。

とりわけ、この法的対応が子どもの生命あるいは安全な生活を保持するために必要だということになりますけれども、全てそれについても家庭裁判所のいわゆる審査を経て行うといったことでもございまして、そういった部分についても緊急性を伴うそういった業務を専門の弁護士に担っていただくといったことを考えてございます。また、最後の行になりますけれども、今回は弁護士の勤務場所につきましては、あえて委託にした理由にもなりますけれども、緊急性、あるいはその弁護士の活動範囲といったことを考えますと、いわゆる会計年度等で勤務地を固定するのはちょっとふさわしくないだろうということでの委託とさせていただいているところです。

効果につきましては、適宜、対応によって、児童及び児童を守る関係者の人権の擁護、法を遵守した業務の遂行が可能になるというふうに考えてございます。

一括承認の基準の該当の有無につきましては、類型はありません。また、特定個人情報の項目も該当がありません。過去の類似案件につきましてもございません。

諮問の理由につきましては、本事業は新規事業でありまして、一括承認の基準に該当しないというふうに考えてございます。

取り扱う個人情報につきましては、別表『6「取り扱う個人情報」の項目』のとおりです。

7の情報の保護につきましては、別紙1「個人情報特記事項」のとおりになってございます。

8番の審議する対象の範囲につきましては、別紙2の「流れ図」に記載をしておりますけれども、(1)から(5)、区から受託事業者へ個人情報を提供する際の取扱い。また、区及び事業者が児童あるいは保護者、これは訪問等をした、あるいは面談をするような機会において取得する個人情報の取扱い。また3番目の区及び受託事業者が収集した個人情報を家庭裁判所に提供する際の取扱い。あわせて、(4)は、それをまた警察に提供する際の取扱い。そして最後(5)につきましては、事業者が取得した情報を区に返還する際の取扱いといった五つを、この個人情報の審議の対象としての範囲として位置づけさせていただいております。

委託先につきましては、基本的に今、弁護士というか個人に委託をするようなことを考えてございます。

締結日につきましては、本審議会の承認後、10月を目途というふうに考えているところでございます。

そうしましたら別紙2について、少し追加で説明をさせていただきます。

先ほどの別紙2、資料4番になりますけれども、今回の審議事項として、(1)から

(5)の流れを図解として説明をしているものです。

左側の区と今回弁護士、いわゆる事業者として弁護士になりますけども、そちらのほうでどういう流れになっていくのかということになりますけども、児童相談所のほうで弁護士業務に必要だといったケースについての個人情報を弁護士さんのほうに提供するわけですが、提供する内容については下のほうのアスタリスクのところに提供する個人情報の内容ということで①から⑨まで具体的に記載させていただきました。先ほどの内容のとおり、28条ケース、あるいは33条ケースであったり、あるいは少年審判を求める家裁への送致に関するケースであったりとか、あとは強制的な措置を必要とするための家裁のケースであったりとか、あるいは警察への捜査関係事項の照会ケースであり、あとは児童相談所と保護者のやり取りの中で、保護者が弁護士をつけていくケースもございまして、いわゆる弁護士とのやり取りに対する場合の対応とか、あとは弁護士さんの区のほうの相談を担っていただくために、様々ケースに対する説得的な指導が必要だと思われるときのケースで関わっていただくような場合ということがあります。そういった情報を、業者さんいわゆる弁護士のほうに流しますけども、その現地確認として、区と弁護士のほうで対象のケース、保護者のほうに訪問等を行いまして、そこでも、また個人情報を収集するといった形になります。その収集した個人情報は、家庭裁判所、警察のほうに提供されるといった流れになりまして、最終的にその情報は(5)のとおり、区のほうに返還されるといった、そういった仕組みで考えている業務委託というふうになってございます。

簡単ではございますけれども、私のほうの説明は以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

職務代理：ありがとうございます。

これ、多分児童福祉法で児童相談所が常時弁護士による助言、または指導の下で、適切且つ円滑に業務を行うというふうな規定があるので、それに対応して、この弁護士の常時の助言、または指導を受けるために様々な形態があるとは思われるんですが、業務委託というふうな形態を取って、それに関連して、様々な情報の提供の流れが生じるというふうなことかなというふうに思います。

では、こちらにつきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

C委員：緊急性が高いということがあるので、こういう弁護士にお願いするというのは理解はできて、私も早いほうがいいと思うのでこういうのは共有したほうがいいかなと思うんですけど。少し細かいところで、該当者等というところが、児童者、その保護者、親族というのは理解できていて、及び関係者というふうになっていて、結構ざっくりとしたというか、結構広く取られるような話なので、伝えなければいけないとか伝えてはいけないとかそういうことではなくて、具体的にどういうことを想定されているのかなと思って。

職務代理：担当課長、よろしく願いいたします。

審 議 経 過

No.12

児童相談所設置準備担当課長：すみません。とりわけ、ちょっと実態として考えられるのは、保護者が連れてきた弁護士であったりとか、そういったことになるかなと思ってます。

職務代理：よろしいでしょうか。

C委員：はい、大丈夫です。

職務代理：それでは、A委員、よろしくをお願いします。

A委員：ちょっと細かいことなんですけど、私、広範に弁護士を関与させること自体は賛成なんですけれど、ちょっと細かいことなんですけど、今回、資料の冒頭のところで、児童福祉法12条3項によって弁護士配置が義務づけられたとあるんですけど、その12条3項によって、義務づけられているのは、28条1項、ここに掲げる措置についてなんですよね。ところが、今回諮問されているものは、これ広範に、特に②から⑨までって、結局児童福祉法12条3項とは違うわけでありまして、これはつまり区のほうの判断でこういうケースについて、弁護士をつけようというふうに判断されたという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

職務代理：担当課長。

児童相談所設置準備担当課長：すみません。今、委員おっしゃるとおり、28条ケースというふうなことでございしますが、今のお話のとおり、様々なケースがございしますので、法的な対応という部分については広く対応いただけるようなことでの弁護士の活用というふうにご理解いただければというふうに思っております。

A委員：分かりました。

職務代理：法で義務づけられた部分に加えて、区のほう独自の施策の部分も含まれているというふうなことですね。

B委員。

B委員：今回、契約雇用締結を行う事業者（私人）、弁護士個人というふうになっているんですけど、弁護士事務所みたいなことは可能性としてはあるんでしょうか。あるいは、そうはしないというふうになった理由というか、もしそれが分かれば教えてください。

児童相談所設置準備担当課長：可能性はあろうかと思っております。今の時点では、この個人の方に委託するといった、今そういった選択肢で考えておりますけども、開設していく中で非常に案件の多さであったりだとか、そういったことがあれば、そこも当然検討する必要もあるのかなというふうには考えてございます。

B委員：あわせて、追加で、そういう意味では、弁護士個人といったときは、一人ということを考えているのかどうか、その辺は。

児童相談所設置準備担当課長：現在、区のほうでは2名の弁護士を委託先として考えているところでございます。

職務代理：どうぞ。

B委員：あわせて。ついでにいうと、その弁護士同士が、今回は一人一人に委託するんですけど、その中での情報共有みたいなこともあり得るんでしょうか。あるいは、そうい

審 議 経 過

No.13

うことについては想定されているのでしょうか。

児童相談所設置準備担当課長：まずは、ある程度、勤務地というか範囲の中では、情報共有は出てくると思っています。例えば、ケースカンファレンス、ケース会議において、そのケースの情報を提供するという形にはなると思いますが、自分が持っているケースだけをその人だけが抱えるといった形にはならないという点では共有はされるというふうになります。

B委員：何でそんなこと言うかという、多分弁護士一人だといろいろ必ずしもこちらが必要なときと言っては悪いんですけど、いろんな緊急性があるということで、うまく一人だと何かあったらみたいなことがあるのではないかと思ったので、そうすると事務所とかだったら複数人の体制でいていただいて、その中である程度、場合によっては共有して誰かが必ず対応できるみたいな、そういうこともちょっと考えられたので、そういうことも含めて想定をした内容になっているかということを知りたかったということなんです。

児童相談所設置準備担当課長：直接の委託という形ではないかもしれませんが、今お話ししている点につきましては、東京都のほうで協力弁護士といった仕組みがございます。その仕組みの中で、区は区として、この弁護士業務を行うわけですが、そういった連携というか、中ではそういう形で弁護士業務を担っていただく、あるいはこの委託ではなくて例えば報酬費とか単発の事業に対して対応するといった、予算としてはそういうことも一応考えてございまして、主立ったところにつきましては、この業務委託における弁護士の活動というのは、人を一つの柱としては考えてございます。

職務代理：それでは、ほかに質問やご意見等ございますでしょうか。

業務上の必要性も高かつ弁護士というふうな高い職業倫理を有する方々に対する業務委託というふうなことで、おおむね議論を通じて本件委託について納得が得られたかなというふうにも思われるところではございますが、是か非か取らせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、これを是とするか非とするか確認させていただきます。

是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

職務代理：それでは、全員是というふうなことで、この諮問は終わらせていただきます。

では、次をお願いいたします。

区民相談課長：次の資料5、諮問第17号について、都市整備部公園緑地課長よりご説明申し上げます。

公園緑地課長：はじめまして。公園緑地課長の片山と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

職務代理：着座でご説明ください。

公園緑地課長：ありがとうございます。

それでは、資料5ですけれども、公園内防犯カメラ映像の電子計算機の結合という

審 議 経 過

No.14

ことをご審議お願いしたいと考えてございます。

業務の概要でございます。内容につきましては、公園内の防犯カメラ映像を電算処理システムと結合して迅速に映像提供の事務処理を行うという内容のものでございます。

対象者ですけれども、本システムの防犯カメラ映像に映った公園の利用者でございます。相手先ですが、アマゾンクラウド。AWSというのはアマゾンウェブサービスの略でございます。

結合方法。防犯カメラからモバイル通信でアマゾンクラウドに結合し、庁内のPCでインターネット回線にて電算処理を行うものでございます。

理由でございます。町内から各防犯カメラの動作確認、情報収集を行い、迅速に特定された映像を提供し、区民の治安向上につなげるというのが理由となっております。

現在、豊島区内164か所の公園がございますけれども、このうち公園内に防犯カメラ36か所つけてございます。それらの防犯カメラは、記憶媒体がSDカードになっておりまして、何か問題があったときに映像を取りにいくのですが、職員二人1組になってカメラに附属しているSDカードを公園内の柱に梯子をかけて、二人1組で高いところに登って、SDカードを取りにいつているということで、半日がかりの仕事になっているというようところがございます。そういったところをこういったサービスを使うことによって、迅速に情報収集に当たるといったところでございます。

3番の一括承認基準ですけれども、該当はございません。

4番の過去の類似案件も該当はございません。

諮問理由でございますけれども、新規事業であり、一括承認基準に該当がないということで、諮問してさせていただいているところでございます。

取り扱う個人情報でございますが、個人が特定できる映像ということで記載させていただいております。

7番の電子計算機の結合する時期及び期間ですが、本審議会の承認後を考えているところでございます。

資料5に補足資料ということで、図式化した資料をお配りしておりますので、こちらのほうで補足して説明をさせていただきます。

左側の公園の中でございます。カメラにエッジゲートウェイという防水の箱形の機械類が入っているものがございますけれども、ここにSSDと言われる記憶媒体が入る予定になっております。ここに、防犯カメラで撮影された映像が記録されるということでございます。カメラ4台接続すれば、9日分の記録が可能という容量の大きな保存容量となっております。現在使っている防犯カメラは、SDカードでやっておりますけれども、これが64ギガとかそれぐらいの少ない容量でやっているところでございます。SDカードの場合は寿命が2年ぐらいということで、カードの交換も必要なところですが、このSDという記憶媒体であれば、もっと寿命が

七、八年という長く使える記憶媒体のものになっているところでございます。

一方、右下のところでございます。本庁舎に専用のパソコンを用意いたしまして、ここから遠隔で、特定の公園の特定の日時の映像を取り出したいということで、遠隔操作で画像を取り出すことをイメージしているところでございます。見たい映像の日時を指定して、これはIDだとか、パスワードで管理されたものでございます。この通信に関しましては、T L S と呼ばれる暗号化技術によって、安全性を高めているところでございます。T L S といいますのは、トランスポート・レイヤー・セキュリティと言われるものでして、安全にデータをやり取りするための暗号化の規格でございます。通信相手を認証したり、通信内容を暗号化したり、改ざんの検出をするといったものでございますけれども、国の総務省も認証したシステムとなっているところでございます。これをインターネット、豊島ケーブルを通じて、インターネットを介して、画像データをクラウドにアップロードするというやり方を考えているところでございます。

日時を指定したところの画像データを先ほどの左上のエッジゲートウェイのS S D に記録されている画像の一部映像をインターネットを通じて、A W S と言われておりますアマゾンクラウドにアップロードをすることになります。このアマゾンクラウドに関しましては、I S O 2 0 0 1 の認証を受けている国際的な情報セキュリティの規格でございます。情報の安全性をきちんと担保された仕組みというふうになっておりまして、情報の機密性、完全性をマネジメントする認証システムで、このアップロードを考えているところでございます。

このような形で、安全性を確保した中で、庁舎内から画像を取り込んで、より迅速に問題があったときの画像を入手して、問題解決につなげたいというふうに考えているところでございます。

簡単ではありますが、説明は以上となります。

職務代理：ありがとうございます。

防犯カメラシステムの設置及び使用の適法性、適切性に関して、設置状況や使用方法の相当性というふうなものが検討されるべきことになってきます。従来、S D カードがカメラごとに設置されていて、職員が必要なときにS D カード取りに行っていたけれども、今度は記憶媒体S S D に替えて、それをクラウド上に保存して、庁舎内から映像を見ることができるといふような使用方法に変更するといふような諮問でございます。

では、この諮問につきまして、何かご意見やご質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

D 委員：この映像を閲覧する方というのは、例えば事件が発生して、警察サイドのほうから要請があったと。それに基づいて、やるのが一般的なんだろうけれども、これまで、職員立会いとか、そういうことはあるんですか。要するに、閲覧の必要とされるサイドのほうの対応といいますか、必要以上の情報とか、そういうのは見られるのかどうか。

審 議 経 過

No.16

公園緑地課長：公園内で問題が生じたときには職員が解決のために直接見に行き、映像を確認してございます。これ以外に各警察署から照会が来て、何か事件が発生、問題が発生したときに、警察の依頼の下に情報提供を依頼されるケースが多々ございます。そういったときには、法律に基づいて、刑事訴訟法に基づいて、提供してくださいということで職員が画像を取りに行き、その映像がきちんとあるかどうかを確認した上で、文書を頂いた後に画像をお見せするというふうなやり方を取っているところでございます。

職務代理：それでは、ほかに。

どうぞ。

E委員：質問なんですけど、このシステムそのものに関しては全然問題視はしてないんですけども、私もちょっと防犯カメラを町会のほうで扱っているもので。結構、やっぱり守秘義務というか、いろいろな方が映っているので、その辺の扱いというのはとてもデリケートなんですね。したがって、区の職員の方、要するにシステムそのものの、ISOですか。こちらのほうは問題ないんですけども、区のほうの職員のほうの、その辺の要するに管理体制ってどうなのかなというのと。

私、町会の私なんかやっているのは、町会は一切そこには入らないで、事件があった場合は、警察に一切任せるという形で、警察に映像をすぐに見せるようにしているんですね、私ども入らないで。そういうことで、一応、町会員の方には了解を得ているんです。結構細かいんですよ。皆さん、ちょっと見られるんじゃないかと、ですから、その辺のところはちょっと心配だなというのがあって。どのような管理体制を取られているのかなというのをお聞きしたいんですけども。

職務代理：担当課長。

公園緑地課長：管理体制ですけれども、防犯カメラの設置に関する条例がありまして、それに基づく要綱というものを区ではつくってございます。防犯カメラの管理者というのが、公園の場合、私、公園緑地課長が、所管課長が管理者ということで割り当てられているところでございます。それとともに、職員のほうから取扱責任者と取扱者を指定するという事になっておりますので、そういった職員がこのパソコンを操作して、画像の処理を当たっているといったところでございます。

あと、警察のほうから刑事訴訟法に基づいて、照会の依頼が来るんですけども、これにはちょっと他には、この本照会には関しては他に漏らしてはならないという条件も求められておりますので、私どもは確認した画像を警察に提供をするのみにとどめておりまして、こういったことがありましたということを他に漏らすようなことは一切しないというような対応を取っているところでございます。

E委員：分かりました。もう一つ。提供した映像そのものというか、それはすぐ消去されるものなんですか。区のほうでは保管はされないんですね。

公園緑地課長：画像もSDカードにしても、今回SSDにしても容量がありますので、常に上書き保存して、更新されていきますので、私どもの取得した画像も提供した後は、それは抹消して、外に漏れないような対応は取っているといったところでござい

審 議 経 過

No.17

ます。

E委員：分かりました。その辺は十分、ご注意いただきたいなというふうにも思います。よろしく願いいたします。

公園緑地課長：はい。承知いたしました。

職務代理：F委員。

F委員：すみません。私も公園の一部管理をさせてもらっているんですけども、何か公園って、トイレがついているところが優先的に今カメラをつけるというお話を聞いているんですけども、これから、どんどん公園、ある程度つけていく予定にはなるんですか。

公園緑地課長：現在のところ、36か所の公園に設置しているところでございます。今年度下半期には、カメラをつけていきたいと思っておりますので、どうせつけるのであれば、最新のシステムでSDカードではなく、長くセキュリティーの確保できた新しいシステムで設置していきたいというふうに考えているところなんです。今後、60か所以上、60数か所、ちょっと予定しているところがございまして、主なところでは、アートトイレというふうな形で区民の皆様方にご協力いただいて、きれいなトイレを設置したところもございまして、そういったところにいたずら書きがされないように、設置しようとしているところでございます。

あとは、不法投棄が見受けられるところ、それから防犯の重点箇所とか、そういったところを順次設置しておりまして、大体年に7か所か、8か所程度設置しているところですけども、今後も新しいシステムで設置できたらというふうに考えているところでございます。

F委員：そうしたら、もう一つ。要するに、どこまでの範囲の事件性とかだけではなくても、そういう今の公共的なものを壊したりとかって、そういうものの閲覧もできるという形なのか、閲覧というよりも、結局やっぱり公共的なものを壊しているとか、そういう先ほどのいたずら書きとかというのはあると思うんですけども、それも犯罪にはなると思うんですね。これが要するに、公園の中というのは大人だけではないんですよ。もう子どもから、いろんな形でもやっぱりそういうふうな使い方をしているんで。これを正直いって、大人が注意しても、これ、全然聞かない部分というのはあるんですけども、公園内というのは本当にいろんな人が使っていて、いろんな状況が出てくるんですけども、そういう閲覧というのはできるんですかね。事件性がない限りは、もうそれは見られないということになるのか。

公園緑地課長：基本的に閲覧は管理者しか見られないと考えてございます。一般の方にはお見せしておりません。

F委員：そうしたら、では、そういう情報は与えて、そういうものもありますよということだけはこちらから言って、見てもらうという形になるのかな。それに対しての対処はそちらでやってもらうという形になるのかな。

公園緑地課長：何らかの事件性なり、問題があれば確認することは可能です。それが警察に被害届が出されたケースの場合がほとんどなんですけれども、かなりの件数がござ

審 議 経 過

No.18

いまして、ひどいときには週に1回はどこか、区内のどこかの公園で画像を見せてほしいというのが来ていたりもします。最低でも月に1回は必ずそういった照会がございますので、そういったときに迅速にお役に立てるように、私どもも速やかに画像を提供して、問題の解決につなげていくことが皆様方の安全・安心につながるのではないかなというふうに考えているところでございます。

F 委員：いや、実は公園の中に町会の防災倉庫とかというのがあるんですよ。これはもう町会のものなんですけども、そういうところのいたずらとか、いっぱいあるんですよ。そういうときに、こちらからお話して、それを確かめることはできるんですかね。例えば、いたずら書きしてあったんですけども、それをやっぱりどういうふうな形で、我々のものに対して、どこまで対応してくれるのかなというふうに思うんですよ。

公園緑地課長：せっかく防犯カメラがついているところですので、そういった問題点があれば、お声がけいただければ、私ども職員が映像を確認するということで対応していきたいと思います。

F 委員：分かりました。ありがとうございます。

職務代理：どうぞ。

D 委員：この映像でもって記録するということについては、我々、主に文書でもって、審議会にかけて、やっているわけなんですけども、映像の場合は、もう明確に人間が見て、犯罪に関わる内容であるかどうか、調べるような形になると思うんですよ。そういった意味では、条例はどういうふうになっているか。私、この資料で分からないんですけども。やっぱり、この映像による記録というのがある程度の制限されないと、いや、市民要望だ、いろいろある、警察からの要望もあるということで、非常に錯綜する部分があると思うんですよ。ですから、その辺の管理は、非常に重要な面もあるかと思います。やっぱり防犯という面だけではなくて、治安という名を借りた管理体制というのがあり得る場合もあると思うので。そういう意味で、市民サイドの要望もあるし、行政サイドの要望も強いということなので、やっぱりそれなりの行政が責任を持った管理体制というの、ある程度必要ではないかと思いますけれども、多分できているとは思いますが、その辺をチェックお願いしたいと思います。

公園緑地課長：条例上にも提供の制限というのがございまして、法令に定めがある場合ですとか、本人の同意がある場合とか、あとは生命、財産を保護するための緊急性を要する場合とか、条件が限られておりますので、そういったときに限っては提供できるというふうになってございますので、それ以外は内部で厳重に管理していくという形で運用していきたいというふうに考えてございます。

職務代理：どうぞ。

G 委員：この導入によって、今言ったように、迅速性ととともに、職員のそういう意味では負担が軽減できるというようなところでは非常に賛成するところですけども、ちなみに、この23区なり設置しているところがありましたら、ちょっと確認したいと思うんです。

審 議 経 過

No.19

公園緑地課長：23区全てではないのですが、周辺区とか、代表的なところをちょっと調べました。お隣の新宿区、文京区は豊島区と同じように、SDカードで記録しているといったところがございます。あと、北区と練馬区はパソコンを現地のほうに持って行って、Wi-Fiで接続、つなげて、画像を読み取るというやり方をやっているようです。あと、お隣の板橋区ですけれども、ここは27か所の公園に設置をしているようなんですけれども、公園の警備業務を警備会社に委託をしているということで、その警備会社がクラウドを利用した防犯カメラを使用して、画像の処理をしているといったところがお聞きできたところがございます。

あと、足立区なんですけれども、足立区は進んでおりまして、道路だとか、公園、それから街角に至るまで、1,055か所の防犯カメラをクラウドで既に実施、運用していると。2020年から運用しているといったところがございます。こういったシステムが2019年から新しく出てきたということで、新しく取り入れたところは、この足立区、ないしは板橋区あたりになってくるといったところがございます。

職務代理：どうぞ。

G委員：そういう流れになっているんだろうなどは私も思っていましたけども、あわせて、もちろん通常の防犯カメラもそうなんですけども、どちらかというところ、事件を未然に防ぐというような狙いもあるかと思えます。公園について、設置しているところについては、防犯カメラ設置しているとか、何かそういう表示とかなんかというのはされているんでしょうか。

公園緑地課長：カメラを設置するところについては、防犯カメラ稼働中とか、設置というふうなステッカーを貼って、そういったステッカーを貼ることも犯罪の抑止につながるというふうに思っておりますので、そういった表示をさせていただいているところがございます。

G委員：最後にしますけど、そういった意味では、様々な取組がある中で、この防犯カメラの効果というのは非常に大きいと思っておりますので、あわせて、そういう管理体制とか、今セキュリティについては、ISOのことも確認できましたので、万全であるというふうには思いますが、ぜひ、区民の理解とか、そういう意味では、そういうふうな設置をしているということもある程度周知していく必要もあるのかなというふうには思っていますけども、その点について、最後お聞きしたいと思えます。

公園緑地課長：防犯カメラはいろいろなところから抑止のために設置してほしいという話もいただいております。今後こういったシステムで防犯カメラを設置していくことに対しては、きちんと区民の方への周知というのは当然必要だろうというふうに思っていますので、何らかの、どうでしょうかね。委員会の席でも、ご紹介できる機会を捉えて、お話しできればというふうに考えてございます。

H委員：よろしいですか。

職務代理：では、H委員お願いします。

H委員：私もちょっと町会で防犯カメラに関わった者なんですけども、先ほど出ていた、防犯カメラの下へ行って、Wi-Fiでパソコンとつなげて見られるというようなタ

審 議 経 過

No.20

イブのものをつけたんですね。今回、公園ということなんですけれども、先ほど、今、G委員からも出ましたけども、つけることによって、地域の方への周知、ここにはついていますよというのが、表示される、それがすごく必要だと思うんですね。ある町会で、防犯カメラつけようとしたところが、たまたま2階ぐらいの高さの電柱だったんですけども、その2階のところに住んでいるマンションの方が自分の家をずっと何か見られているような気がして、ここにはつけてくれるなというような訴えというんですかね、要請が入ったということがございます。中には、防犯カメラ、必要性は分かるんですけども、自分のところは嫌だよというようなことも出てきていますので、その辺り、やはり今言われたように、近隣なり利用者に対しての防犯カメラ設置の有無の周知をしっかりとお願いしたいなというふうに思います。

公園緑地課長：カメラの指向性の問題もありまして、範囲の角度が、どの範囲まで映るのかというカメラの角度の問題ですとか、全方位を見られるカメラというのもございますので、そういったところは近隣の住宅地に配慮しながら、きちんと設置する際に注意を払ってやっていきたいというふうに思います。

H委員：カメラのタイプによって、丸くなっているやつ、どこを向いているか、下から見ている限りは分からないというやつもあるんですね。一方向、向いているやつはあるんですけども、どこを向いているか分からないから、反対側を見ていても、自分のほうに向けられているという意識が出てきてしまうんですね。その辺りも、ただ、人によっては、防犯カメラ、隠れてどうのということもあり得ますので、その辺り、非常に周知が難しいかとは思いますが、その辺りの気遣いも含めて、対応のほう、お願いできたらなというふうに思います。

公園緑地課長：承知いたしました。

職務代理：B委員。

B委員：私は、防犯カメラというか、名前は防犯カメラというふうになりますけど、やはり、日常、監視をされているというふうに感じることも多いということで、これまでも、こういうものは反対をしてまいりまして、そういう点では、趣旨からずれるかもしれませんが、ちょっと嫌だなと。反対だという表明だけはさせていただきます。

それで、ただ1個だけちょっと確認したいんですけど、今回は区が持っている媒体の中に、保存されたデータをクラウドに1回保存をして、そして必要な部分だけ、区が持っている映像データのうち、見たい映像だけ、例えば何月何日とかって、この部分をクラウドに保存をして、そこから、区のほうにもらうという、こうなっているではないですか。

そうですね。そういうふうになっているときに、だから、ここが今回の胆ですよ。クラウドに1回保存しますよということが審議されていることですよ。クラウドのセキュリティは分かりましたけども、では、このクラウドに保管されたデータというのは、どのぐらいの間、置かれているのか、こっちでダウンロードしたら、もうそこには残らないという形になっているのか。この辺、まずちょっと確認をさせていただきたいと思います。

審 議 経 過

No.21

公園緑地課長：ダウンロードをすれば、もう残す必要はないので、即削除すればいいというふうに考えております。

カメラ1台につき、一定の容量、1ギガとか、クラウド上にも容量がありますので、そこに常に見に行ったら新しい情報に置き換えるということが繰り返されますので、それは見た後に消していくというふうな形を取るということと、そこに接続するときには、暗号化技術でしか入っていけないというところで、安全を担保するといった形で考えているところでございます。

B委員：当然のことなんですけど、そういうクラウドのほう、アマゾンのほうで、この情報については、一切区が持っている情報については、一切活用とか、そういうことは全くしないし、できないと。そうですね、例えば回数だとかなんだとか、そういうことも含めてですけどね。内容はもちろんのこと。そういうことも基本的には利用しないということになっているんでしょうか。

公園緑地課長：はい。それはできないことになっているところです。

B委員：一応、それだけは確認をさせていただきました。

職務代理：ありがとうございます。

これまでのご議論、防犯カメラシステムの情報をクラウドにアップするかということ、それ自体よりもむしろ、防犯カメラシステムに関する条例や運用要綱に関する質疑があり、条例、運用要綱自体に反対なのであれば、これも反対というふうな論理関係になるのかなとは思いますが、ただ、条例や要綱の規律の範囲内で、このクラウドシステムの運用が行われているというふうなことは変わらないのかなと思います。

また、警察への提供などの場合についても、刑事訴訟法や、あるいは任意処分であれば、警察比例の原則等の縛りがかかってくるというふうなことは変わらないというふうなことになるかと思えます。

防犯カメラシステム条例運用要綱自体について、様々なご議論はあるとは思いますが、その枠内で従来のSDカードを個別で保存するというふうな方法から、クラウドにアップロードするというふうな方法へ変更するというふうな点については、議論が尽くされたような気もいたしますが、ここら辺で是か非か取ってもよろしいでしょうか。

B委員：一言。今、職務代理が言っていた電子計算機の結合というところについてなんですけど、そういうこともあるので、ちょっとずれているかもしれませんが、この諮問には反対をいたしますということだけ言わせていただきます。

職務代理：分かりました。

A委員：今、職務代理が整理されたとおりで、諮問との関係では今おっしゃられたとおりなんですけど、ただ、諮問との関係では、結局従来のSDがクラウドに置き換わるという媒体の問題かなというところなんですけど。ただ1点、今までの規定の運用との関係、結合するのではないかとあって、気になるのが、今まではSDカードということで、職員さんが行って、取らなければいけないという手間があったんですけど、今後はだから、管理権限さえあれば、パソコンでちょちょいというふうになってしまふの

審 議 経 過

No.22

で、たとえ、その規程上の文言は変わってなかったとしても、運用として、ハードルが下がって、より閲覧するようになっていくのではないかという、ちょっと危惧があるわけですね。

なので、条例で決まっているということですので、これを、要は開示事項というんですか。防犯カメラ、どういうときに開けるかという枠組み自体はこれ、従来と変わってませんので、ちょっとプライバシーもありますので、先ほどは、どちらかというところ、防犯治安のほうを重視されるご意見のほうが多かったわけですが、他方でプライバシーという部分、大事な法益もありますので、ちょっと運用のほう、従来どおりしていただければと思います。

以上です。

職務代理：条例運用要綱の運用については、従来と変わらないというふうな担保が得られるかどうかというふうなご質問出ておりますけれども、いかがでしょうか。

公園緑地課長：そのところは、従来どおり、条例並びに要綱に遵守した形で、きちんと安全を確保できるように運用していきたいというふうに考えているところでございます。

職務代理：どうもありがとうございます。

それでは、議論、そろそろ尽くされたかと思っておりますので、是か非か、確認させていただきたいと思っております。

是とする方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

職務代理：それでは、是とする方、多数というふうなことで。これで諮問事項は終わりですかね。では、是ということで、この諮問を終わらせていただき、次に報告事項について、進ませていただければと思います。

区民相談課長：続きまして、報告に進みます。

報告1、諮問第7号、特定創業支援事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報外部提供について、私よりご報告させていただきます。

まず、ご説明に先立ち、おわびいたします。前回の審議会において、諮問第9号のご審議をいただいた際に、委員からの説明を受け、そもそも諮問の必要がない案件であると理解し、事務局より取下げの発言をいたしました。閉会后、資料を確認したところ、諮問し、委員の皆様のご判断を仰ぐべき内容であったことが判明いたしました。大変申し訳ございません。

諮問すべき理由の詳細は、今回お送りした資料1に記載いたしましたので、改めて説明させていただきます。

豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会の答申としてお示しいただいております。「審議会事項についての基本的な考え方」によれば、「法令等に定めがあるとき」とは、法令に「外部提供を命ずる旨の規定」のように強制力を有する規定がある場合のみをいうものと解釈するべきであり、「報告を求めることができる」などの行政機関等の共助規程については、当該規定に強制力はなく、外部提供をする実施機関側に

審 議 経 過

No.23

裁量の余地が残されているため、当該規定に基づいて外部提供をするときは、個人情報保護の必要性と公益性を比較衡量していかざるを得ないとされており。これにより、今回の外部提供は「法令に定めがある」ではなく、条例第11条第1項第5号「実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき」に該当します。そのため、前回の保護審において事務局が行った取下げを取消いたします。

これらの経緯により、前回の審議会閉会后、所管課である生活産業課は資料の提供先である裁判所にさらに時間がかかる旨、連絡をいたしました。その後、裁判所から生活産業課に連絡があり、原告及び被告の間で和解が成立したため、資料の提供は不要となったとの説明がありました。そのため、生活産業課から諮問第9号について取下げの依頼がございましたので、ご報告いたします。

職務代理：報告事項ではございますが、何かご質問等ございますでしょうか。

B委員：何も無いけど、難しいんですねと思いました。

職務代理：そうですね。

A委員：確認なんですけど。

職務代理：どうぞ。

A委員：そうすると、今のご趣旨だと、5号の規定というのは、結局出すか、出さないかについての裁量がある場合には、諮問事項とするということで、結局、諮問事項の範囲を広げているということになるという理解でよろしいですかね。

区民相談課長：繰り返しになりますけども、強制力のあるような、例えば裁判所からの命令とかの場合と違う場合には、いわゆるできる規定ということについては、審議会で諮問するというので、これまでも来ております。

A委員：分かりました。いや、ちょっと、そのほかの諮問事項は広くなるほうが透明性に資するので、私はこれについては反対しない、むしろ、そのほうがいいと思うんですけど。ちょっと重箱の隅をつつくようなんですけど、先ほど出ました警察からの捜査事項照会って、任意なんですよね。あれに応じなければいけないというふうになっているのは、ちょっとどう整合するのかなというのは、気になったので。

以上です。

区民相談課長：警察の照会につきましては、できる規定のものもございますので、それについては、保護審にかけてもらうというのが原則であるというふうに考えております。

職務代理：ほかに何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次の報告に進みます。報告2ですね。よろしくお願いいたします。

区民相談課長：報告2、改正個人情報保護法に係る報告について、私よりご報告させていただきます。

改正個人情報保護法関連のご報告につきましては、3月29日及び、5月19日の保護審でも既にご報告させていただいておりますが、その後の対応について、今回ご報告させていただくものでございます。

まず、1枚目の資料、改正個人情報保護法への対応についてをご覧ください。

審 議 経 過

No.24

項番 1、個人情報保護に関する法律の概要でございますが、既にご報告させていただいておりますが、再度ご説明申し上げます。

まず、1) 全国的な共通ルールを規定ではこれまで地方公共団体は個人情報保護について、独自に条例等で規定していたのですが、法律が改正されることにより、地方公共団体も国と同じ規定が適用されることになります。

次に、2) 国による法の一元的な解釈と執行の確保では、これからは法律の解釈と執行については国が行うこととなります。

次に、3) 施行日では、地方公共団体関連は、令和 5 年 4 月 1 日に施行となります。

次に、項番 2、個人情報保護制度改正への対応方針についてでございますが、保護審の学識経験者委員会を中心に検討会を設置し、法施行条例等関連条例及び運用ルールについて、検討することといたしました。この検討会については、5 月 19 日の保護審で設置について、ご報告させていただいたものでございます。

まず、1) 法施行条例の制定等については、第 4 回定例会に上程いたします。①法施行条例の制定では、改正法を補完する事項を新たに規定し、これに伴い現行の条例を廃止いたします。②審議会条例の制定では、審議事項等を規定し、これに伴い、現行の条例を廃止いたします。③行政情報公開条例の改正では、改正法の不開示情報に関する規定と行政情報公開条例の関連規定との整合等を図ります。

次に、2) 運用ルールの策定では、改正法の解釈や諸手続き等を具体化した内部規定を策定いたします。

次に、項番 3、区の個人情報保護制度と改正法の比較（主な事項）でございますが、資料 1 をお取り上げ願います。

ここでは、主に条例と法改正で取扱いが異なる事項を取り上げております。例えば、6 段目、真ん中あたりでございますが、利用・提供（目的外利用・外部提供）をご覧ください。

条例では、例外規定を除き、目的外利用・外部提供の禁止を規定しておりますが、改正法では、行政機関内部での利用で、相当の理由がある場合、他の行政機関等への提供で、相当の理由がある場合などについては可能となっております。ここに取り上げました利用提供制限、電算処理、業務委託などについては、本区では個人情報保護審議会に個別諮問をしておりますが、法改正により、来年度からは個別諮問ができなくなるため、法律に照らして、所管が判断していくこととなります。この点につきましては、先ほど、ご説明いたしました運用ルールで対応してまいります。

なお、このように、条例では制限のあった取扱いが可能となる場合が出てまいります。3 段目の収集にありますように、改正後においても条例と同等の内容が規定されており、個人情報保護の水準が確保されております。

それでは、次に、資料 2 をお取り上げ願います。

豊島区個人情報保護制度検討会での検討状況についてでございます。

まず、項番 1、検討事項についてですが、令和 5 年 4 月から区に改正個人情報保護法が直接適用されることから、国のガイドライン等を踏まえ、同法施行条例の内容に

ついて検討を開始いたしました。また、審議会に求められる役割が大きく変更されることから、法の主旨を踏まえた審議会条例の検討も行いました。さらに、不開示情報については、改正個人情報保護法と情報公開法は基本的に同様であることから、情報公開条例との整合についても検討いたしました。なお、各条例案の検討が終了した後、本区の個人情報保護制度を運用するルールについて検討してまいります。

次に、2、検討経過でございますが、第1回検討会では、法施行条例（案）について、第2回検討会では、法施行条例（案）、審議会条例（案）、不開示情報の整合について、検討いたしました。第3回検討会では、条例案の検討結果について、確認をいたしました。

次に、3、条例案の検討結果でございますが、1）法施行条例については、下記の14項目について、現行条例と改正法との主な相違点を確認し、各委員の意見を踏まえ、考え方を整理し、条例案を作成いたしました。

2）審議会条例については、改正個人情報保護法を踏まえた所掌事項や組織等による条例案を策定いたしました。

3）行政情報公開条例については、改正個人情報保護法及び情報公開法における「不開示情報」と、行政情報公開条例における「非公開情報」の整合を図る条例改正案を作成いたしました。

これら条例案については、資料2-1及び資料2-2でご説明いたします。

それでは、まず資料2-1をお取り上げいただきたいと思っております。豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要でございます。

この条例は、全13か条でございます。条文数が少ないのは法律が直接適用されるため、自治体独自で規定できる措置が限られているからでございます。自治体で規定できるものは、開示請求にかかる手数料、開示決定等期限、審議会への諮問などでございます。

それでは、主な条文について、ご説明いたします。

まず、1、条例の趣旨（第1条）でございますが、本条例は個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることといたしました。

次に、3、開示請求に係る手数料等（第4条）では、写しの交付を行う場合にあっては、手数料は無料とすることとし、写しの交付を受ける者は、実費の範囲内で費用を負担することといたしました。

続きまして、4の開示決定等期限、訂正決定等期限、利用停止等期限（第6、10、11条）でございますが、請求があった日から15日以内にしなければならない。事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることといたしました。

次に、8、審議会への諮問（第12条）では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、豊島区個人情報保護審議会に諮問することができることといたしました。

具体的には、（1）安全管理措置に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合。

(2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合。(3) 実施機関が独自の個人情報保護に関する施策を実施しようとする場合。(4) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合といたしました。

それでは、次に、資料の2-2をお取り上げ願います。

豊島区個人情報保護審議会条例(案)の概要及び豊島区行政情報公開条例改正(案)の概要でございます。

まず、項番1、豊島区個人情報保護審議会条例(案)の概要ですが、これは全9か条の条例でございます。

まず、設置(第1条)では、個人情報の保護に関する法律及び豊島区個人情報保護法施行条例に基づき、①個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、②番号法に基づき特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、区長の附属機関として、豊島区個人情報保護審議会を置くことといたしました。

次に、所掌事項(第2条)では、①法施行条例第12条の規定(審議会への諮問)により区長が諮問する事項。②特定個人情報保護評価に関する規則により意見を聴くこととされた事項と規定いたしました。

次に、組織(第3条)では、審議会は、優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員6人以内をもって組織することといたしました。

次に、項番2、豊島区行政情報公開条例改正(案)の概要ですが、改正個人情報保護法における「不開示情報」と、行政情報公開条例における「非公開情報」の整合を図るために、法に合わせて、行政情報の公開義務(第7条)を改正することといたしました。また、第7条の改正に合わせて、行政文書の存否に関する情報、第10条の存否応答拒否の対象を第7条に規定する非公開情報の全般に拡大することといたしました。

それでは、恐縮ですが、1枚目の資料にお戻りいただけますでしょうか。1枚目の資料でございます。

項番の5、今後の主な予定でございます。9月には、第3回定例会で、法施行条例のパブリックコメント実施等について、報告いたします。10月には、パブリックコメントを実施いたします。また、10月以降には、制度改正に向けての説明会等による全庁での取組体制を順次展開してまいります。11月には、運用ルール(案)を作成し、第4回定例会で法施行条例等について、議案上程いたします。来年の1月には、庁内に個人情報保護制度の改正及び運用ルールについて、周知いたします。4月1日には、改正個人情報保護法(地方公共団体関連規定)施行及び条例施行となります。

次に、参考資料というものをおつけしてございます。冊子になっているものがございます。ございますでしょうか。こちら、個人情報保護法改正に伴う、豊島区における法施行条例の策定に向けての考え方について(案)報告書でございます。

これは、主に法施行条例に関する12項目について、検討会で検討した結果をまとめたものでございます。

審 議 経 過

No.27

現行条例と改正法との主な相違点、主な意見、考え方をお示ししております。後ほど、ご確認いただければと思います。

最後になりましたが、検討会委員の皆様のご尽力に対しまして、この場をお借りして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

私からのご報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

職務代理：ありがとうございます。

報告事項ではございますが、何か質問などございますでしょうか。

B委員：いいですか。

職務代理：B委員。

B委員：例えば、先ほどのすごい難しいですねといったような事例ありましたよね。今までだったら、豊島区は少し広めに審議会にかけているような事例があったりして、こういうものが今回、条例ができるかどうかのようになるのか。一般的には、もう基本的にかけない。個人情報審議会が今までとは違うものになるとは言っていますけど、一応ちょっと意見も聞くことができるというようなことも書いてあったりしたので、ちょっとその辺も関係があるかどうか分かりませんが、一般的にはならないという中で、どういうふうに判断をするというふうになるのか、教えてください。

区民相談課長：よろしいでしょうか。

職務代理：どうぞ。

区民相談課長：今、委員ご指摘のとおり、審議会に個別諮問ということはできなくなります。それで、例えば、今のお話ですと、いわゆる審議会でも多く取り上げられてきました目的外利用ですとか、外部提供ですね。本日もございました。こういったものへの取扱いについて、どうなるかということで、国のほうからガイドラインですとか示されております。また、それを分かりやすく私どものほうで解釈も加えて、運用ルール、いわゆる手引きを策定していこうというふうに考えているところです。それで、庁内の各所管で、そういった個人情報の取扱いがあるときには、法律と運用ルールに基づいて、取扱いを決定していくわけですけども、もちろん、私ども区民相談課の行政情報グループのほうでも、当然いろいろなご支援をさせていただくというふうに考えております。

いわゆる、先ほども申しあげましたけど、目的外利用・外部提供の場合、相当の理由がある場合ですとか、そういった今まで出てきてないような言葉が出てまいりまして、では、それが具体的にどういうことなのかということについても、幾つか国のほうから例示も示されておりますので、そういったものを含めてご提示して、その都度、考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

B委員：簡単にいうと、この運用ルールの中でやっていくということになって、その運用ルールをつくるわけですね。それって、結構。そして、あれですか。その運用ルールを例えば変えるとか、変えないとかということについても、今度の審議会の中で議論されることになるというイメージなんですかね。

区民相談課長：審議会の所掌事項の中に、いわゆる細則的なものを定めるというのも入れて

審 議 経 過

No.28

いますので、審議会ですういったことについても検討していきたく思います。

B 委員：以上です。

職務代理：ありがとうございます。ほかにご質問ございますでしょうか。ご質問がなければ、これで報告を終わらせていただきます。

本日の議題は、以上となります。

最後に、事務局より連絡事項等ありましたらお願いいたします。

区民相談課長：本日はお忙しい中、会議にご参加いただき、誠にありがとうございました。

個人情報保護法の改正に関しては、今後も検討を重ね、皆様にも随時ご報告をさせていただきます予定でございます。

なお、今後とも当審議会へのご理解及び円滑な運営へのご協力を賜りますよう、改めてお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

職務代理：それでは、本日は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

審 議 経 過

No.29

合 議 結 果	<p>議 事</p> <p>次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。</p> <p>諮問第10号 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置</p> <p>諮問第11号 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークL G W A N 掲示板の活用）に係る措置</p> <p>諮問第12号 児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）の委託に係る措置</p> <p>諮問第16号 児童相談所における弁護士業務委託に係る措置</p> <p>諮問第17号 公園内防犯カメラ映像の電子計算機の結合</p> <p>次の事項について報告された。</p> <p>（1）諮問第9号 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報の外部提供について</p> <p>（2）改正個人情報保護法に係る報告</p>
提 出 さ れ た 資 料 等	<p>資料1 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置</p> <p>資料2 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークL G W A N 掲示板の活用）に係る措置</p> <p>資料3 児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）の委託に係る措置</p> <p>資料4 児童相談所における弁護士業務委託に係る措置</p> <p>資料5 公園内防犯カメラ映像の電子計算機の結合</p> <p>報告1 諮問第9号 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報の外部提供について</p> <p>報告2 改正個人情報保護法に係る報告</p>